

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月14日から58年3月15日まで
② 平成10年10月2日から11年4月30日まで

申立期間①は、有限会社Aにおいて出稼ぎ労働者として勤務した期間であるが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②は、株式会社Bにおいて同じく出稼ぎ労働者として勤務した期間であるが、厚生年金保険の加入記録が無い。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の被保険者記録及びC国民健康保険組合の記録から、申立人が、申立期間①において有限会社Aで勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成9年4月*日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業登記簿謄本によると、10年1月*日に解散していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、事業主からは、回答を得ることができない上、事業主の妻は、「出稼ぎ労働者については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

さらに、申立人は、当該事業所の従業員数について、10人程度であったとしているが、厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間①当時の当該事業所における同被保険者数は、半数の5人であることから、当時、当該事業所では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及びC国民健康保険組合の記録から、申立人が、申立期間②において株式会社Bで勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、当該事業所において、申立期間②より前に65歳に達したことから、当時の厚生年金保険法第14条第5号の規定により、厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、当該事業所は、「当時の厚生年金保険法において、65歳で厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いであったのであれば、法令どおり、申立人の被保険者資格を喪失させており、申立人は、申立期間②当時には、厚生年金保険に加入させていない。」と回答している。

なお、申立人が、申立期間②において、高齢任意加入被保険者であった状況もうかがえない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案1006

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月22日から46年2月21日まで
② 昭和46年6月1日から同年12月30日まで
③ 昭和47年5月2日から48年5月26日まで
④ 昭和48年6月12日から同年10月31日まで

申立期間①から③までについては、A株式会社B工場で、季節従業員として勤務した。

申立期間④については、C株式会社D工場で、同じく季節従業員として勤務した。

年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与月額に比べ、低額となっている。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、申立人は、A株式会社B工場に勤務し、給与月額は約30万円で、当該事業所における標準報酬月額は、当時の最高等級に該当することから、10万円又は13万4,000円であったと主張している。

しかしながら、当該事業所は、「当時の関係資料を保存していないため、申立人の標準報酬月額の届出状況について分からない。」と回答していることから、申立人の標準報酬月額の算出状況について、関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、当該事業所に勤務した経緯について、E新聞の求人広告を見て、応募したとしているところ、申立期間①直前の昭和45年3月29日付けE新聞に掲載されている当該事業所の求人広告によると、男性の季節従業員の月収は、諸手当を含め5万4,500円から6万8,100円と記載されており、オンライン記録の申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できる。

さらに、企業年金連合会が保管しているA厚生年金基金加入員台帳によると

、申立人の報酬給与額は、同基金の加入時（昭和47年5月2日）が、7万2,000円、随時改定時（昭和47年9月1日）が、8万6,000円となっておりオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は、同じ出身で、兄弟二人で当該事業所に勤務していたとする同僚の姓を挙げているところ、オンライン記録によると、当該同僚の申立期間①、②及び③における標準報酬月額は、いずれも5万2,000円から8万円となっており、申立人とほぼ同額であることが確認できる。

申立期間④について、申立人は、C株式会社D工場に勤務し、給与月額は約30万円で、当該事業所における標準報酬月額は、当時の最高等級に該当することから、13万4,000円であったと主張している。

しかしながら、当該事業所が保管する申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の同被保険者資格取得時（昭和48年6月12日）の標準報酬月額は、8万円となっており、オンライン記録と一致することが確認できる。

また、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同日（昭和48年6月12日）に同被保険者資格を取得している男性の同僚が、22人確認できるところ、これら同僚の申立期間④における標準報酬月額は、8万円から10万4,000円となっており、申立人が主張する標準報酬月額となっている者は、確認できない。

さらに、上記の同僚からは、申立人が、申立期間④において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述が得られなかった。

このほか、申立期間①から④までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から④までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。